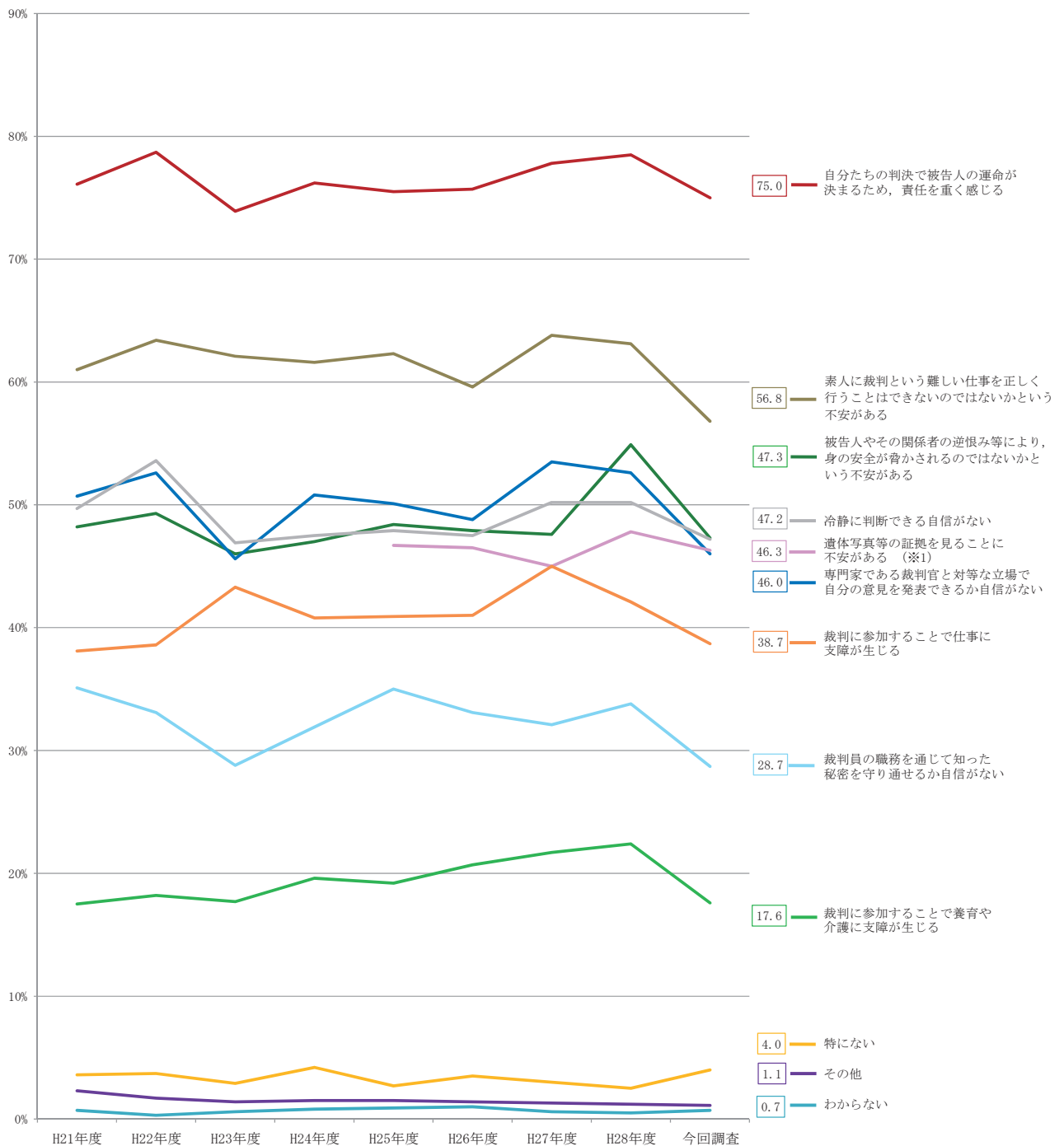


9 裁判に参加する場合の心配や支障となるもの

Q 9 【回答票 9】 あなたが刑事裁判に参加するとした場合、あなたにとって心配や支障となるものはどれですか。当てはまるものを、次の中からすべてあげてください。(M. A.)



※1 「遺体写真等の証拠を見ることに不安がある」は平成25年度より新設された選択肢のため、平成21～24年度調査時のデータは存在しない。

※2 各折れ線横の数値は今回調査の数値。平成28年度調査以前の数値は次頁を参照。

(n=1,965人, M.T. 409.4%)

刑事裁判に参加するとした場合に心配や支障となるものとしては、「自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる」が75.0%と最も高く、以下、「素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある」(56.8%)、「被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかという不安がある」(47.3%)、「冷静に判断できる自信がない」(47.2%)、「遺体写真等の証拠を見ることに不安がある」(46.3%)、「専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない」(46.0%)、「裁判に参加することで仕事に支障が生じる」(38.7%)、「裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない」(28.7%)、「裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる」(17.6%)などとなっている。

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	今回調査
該当数 (n)	2,010	2,013	1,988	1,986	1,999	1,984	1,964	1,976	1,965
自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる	76.1	78.7	73.9	76.2	75.5	75.7	77.8	78.5	75.0
素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある	61.0	63.4	62.1	61.6	62.3	59.6	63.8	63.1	56.8
被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかという不安がある	48.2	49.3	46.0	47.0	48.4	47.9	47.6	54.9	47.3
冷静に判断できる自信がない	49.7	53.6	46.9	47.5	47.9	47.5	50.2	50.2	47.2
遺体写真等の証拠を見ることに不安がある (※)					46.7	46.5	45.0	47.8	46.3
専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない	50.7	52.6	45.6	50.8	50.1	48.8	53.5	52.6	46.0
裁判に参加することで仕事に支障が生じる	38.1	38.6	43.3	40.8	40.9	41.0	45.0	42.1	38.7
裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない	35.1	33.1	28.8	31.9	35.0	33.1	32.1	33.8	28.7
裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる	17.5	18.2	17.7	19.6	19.2	20.7	21.7	22.4	17.6
特になし	3.6	3.7	2.9	4.2	2.7	3.5	3.0	2.5	4.0
その他	2.3	1.7	1.4	1.5	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1
わからない	0.7	0.3	0.6	0.8	0.9	1.0	0.6	0.5	0.7

※「遺体写真等の証拠を見ることに不安がある」は平成25年度より新設された選択肢のため、平成21～24年度調査時のデータは存在しない。

	該当数 (n)	自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる	素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある	全被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかという不安がある	冷静に判断できる自信がない	遺体写真等の証拠を見ることに不安がある	専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない	裁判に参加することで仕事に支障が生じる	裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない	裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる	特になし	その他	わからない	回答計
TOTAL	1,965	75.0	56.8	47.3	47.2	46.3	46.0	38.7	28.7	17.6	4.0	1.1	0.7	409.4
【性別】														
男	959	69.7	51.4	41.1	38.9	35.0	40.3	44.8	28.3	12.9	5.5	0.8	0.5	369.2
女	1,006	80.0	61.9	53.2	55.2	57.1	51.4	32.9	29.1	22.0	2.6	1.4	0.9	447.6
【年齢別】														
20～29歳	226	71.7	53.1	43.4	40.7	39.4	40.3	38.5	20.8	9.7	2.7	0.4	0.9	361.5
30～39歳	289	70.9	50.2	41.5	42.6	45.7	41.9	49.8	25.6	22.5	4.8	0.7	-	396.2
40～49歳	366	76.8	53.8	51.1	44.0	44.5	42.1	52.5	28.4	19.7	1.6	0.3	0.5	415.3
50～59歳	297	77.1	57.2	47.8	45.8	47.1	44.4	49.8	34.3	19.2	3.4	1.3	-	427.6
60～69歳	346	79.2	63.3	51.4	51.7	51.4	55.8	33.8	35.0	20.2	3.2	2.3	0.6	448.0
70歳以上	441	73.0	60.1	46.3	53.7	47.2	48.1	16.6	26.3	13.4	7.3	1.4	1.8	395.0
【職業別】														
お勤め	751	71.1	52.2	43.3	40.9	41.4	39.9	55.1	26.9	14.4	4.5	0.7	0.3	390.7
自営・自由業	183	76.0	56.8	45.9	41.5	44.8	49.7	55.2	29.0	19.1	4.4	2.2	0.5	425.1
パート・アルバイト	356	77.8	60.1	50.6	52.2	50.6	50.0	39.0	31.2	21.1	3.4	1.1	0.6	437.6
専業主婦・専業主夫	400	80.5	63.8	58.0	58.3	61.3	52.5	16.3	31.5	23.5	2.8	2.3	1.3	451.8
学生	59	72.9	50.8	33.9	35.6	23.7	39.0	32.2	22.0	6.8	1.7	-	1.7	320.3
無職	213	72.8	56.3	40.8	48.8	36.2	46.9	10.8	27.7	13.6	6.1	-	1.4	361.5
その他	3	100.0	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	-	-	-	-	-	-	266.7

男女別に見ると、上位6項目及び「裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる」は、いずれも女性が高くなっている。「裁判に参加することで仕事に支障が生じる」は、男性が高くなっている。

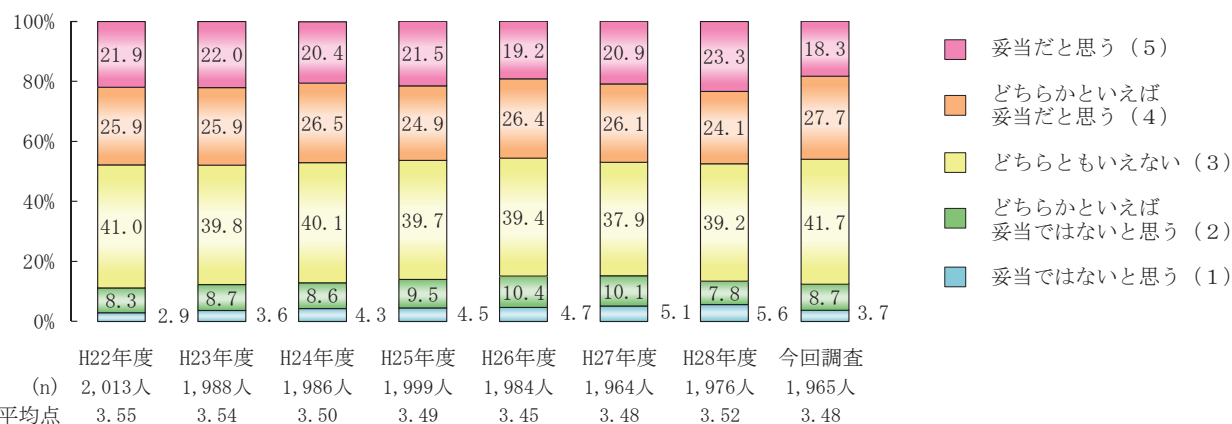
年齢別に見ると、「自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる」は大きな差はみられない。「素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある」、「専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない」は、いずれも60代が最も高くなっている。「裁判に参加することで仕事に支障が生じる」は、30代から50代が高くなっている。

職業別に見ると、上位6項目は、いずれも専業主婦・専業主夫が最も高くなっている。「裁判に参加することで仕事に支障が生じる」は、お勤めと自営・自由業が高くなっている。

10 裁判員裁判の傾向について(執行猶予付判決における保護観察の割合)

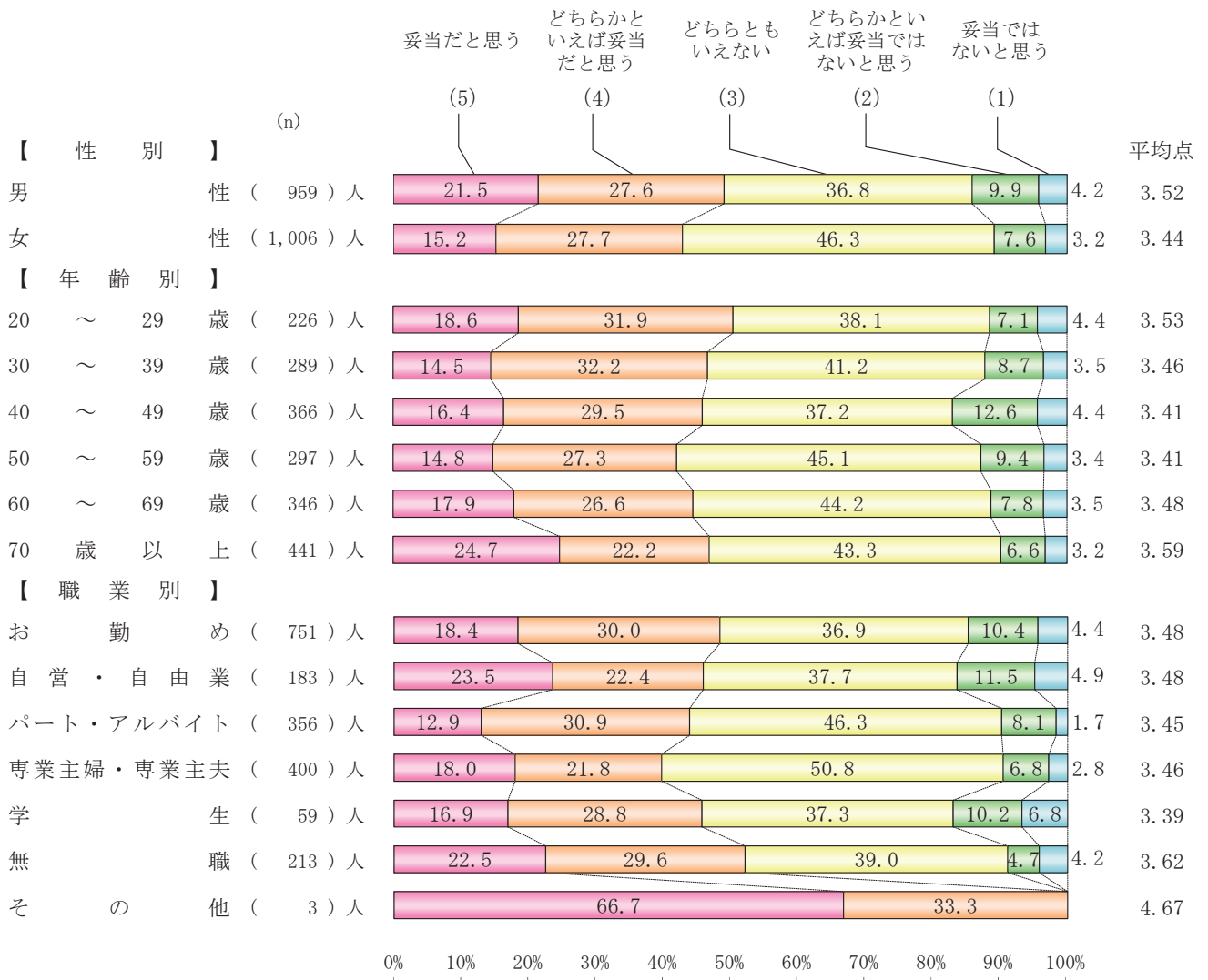
【資料1】 刑事裁判で刑の執行を猶予する場合には、被告人を保護観察に付すことができます。保護観察とは、保護観察所による指導監督を受けることを義務づけ、更生を図る制度です。これまでの執行猶予判決の中で保護観察が付された割合を見ると、裁判官のみの裁判では32.1%であるのに対し、裁判員裁判では55.6%となっています。

Q10 【回答票10】 裁判員裁判におけるこのような傾向について、あなたはどのように思いますか。



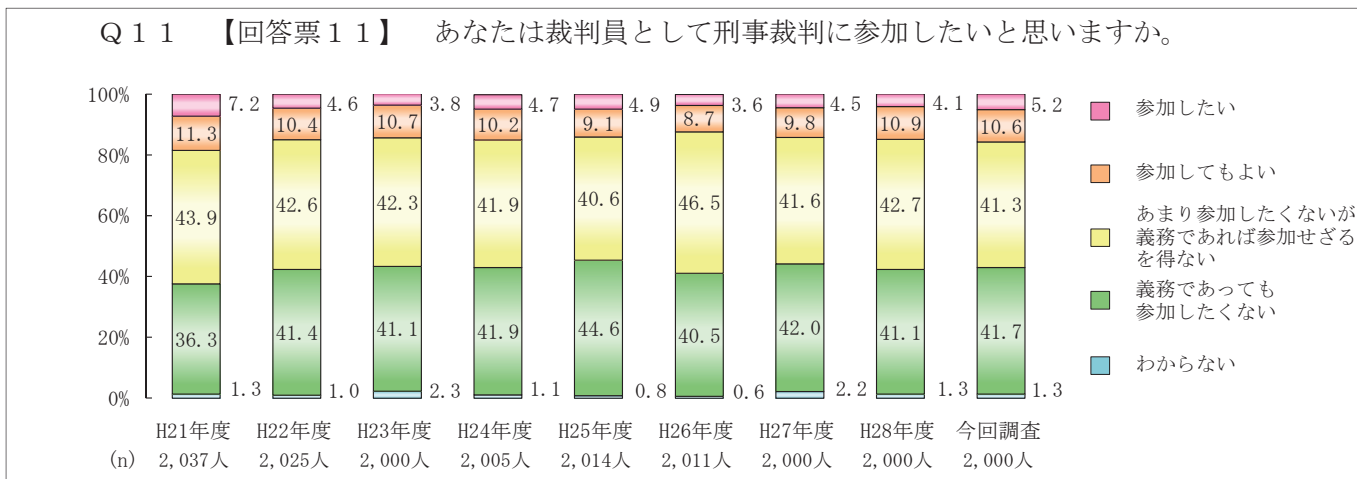
裁判員制度で、保護観察が付された割合が裁判官のみの裁判より高くなっていることについて、『妥当だと思う』（「妥当だと思う」＋「どちらかといえば妥当だと思う」）は46.0%、『妥当ではないと思う』（「どちらかといえば妥当ではないと思う」＋「妥当ではないと思う」）は12.4%となっている。

(注) 裁判官のみの裁判 32.1%＝平成18年1月1日から平成21年5月20日までの判決宣告分の数値
 裁判員制度 55.6%＝平成26年6月1日から平成29年10月31日までの判決宣告分の数値

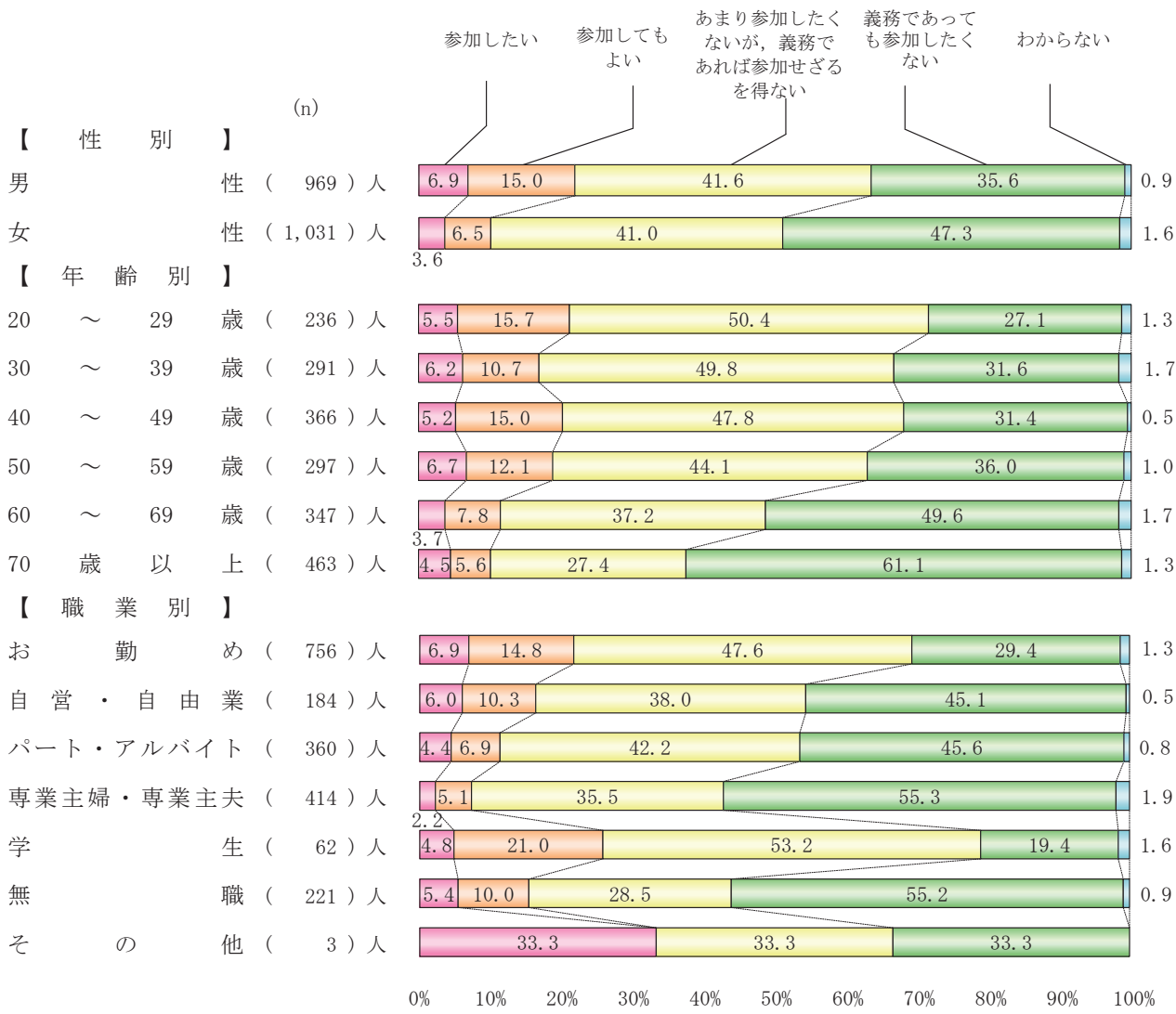


裁判員裁判で、保護観察が付された割合が『妥当だと思う』（「妥当だと思う」＋「どちらかといえば妥当だと思う」）と答えた割合は、男女別、年齢別、職業別、いずれも大きな差はみられない。

11 裁判員として刑事裁判に参加したいか



裁判員として刑事裁判に参加したいかどうかについては、「参加したい」が5.2%、「参加してもよい」が10.6%、「あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない」が41.3%、「義務であっても参加したくない」が41.7%となっている。

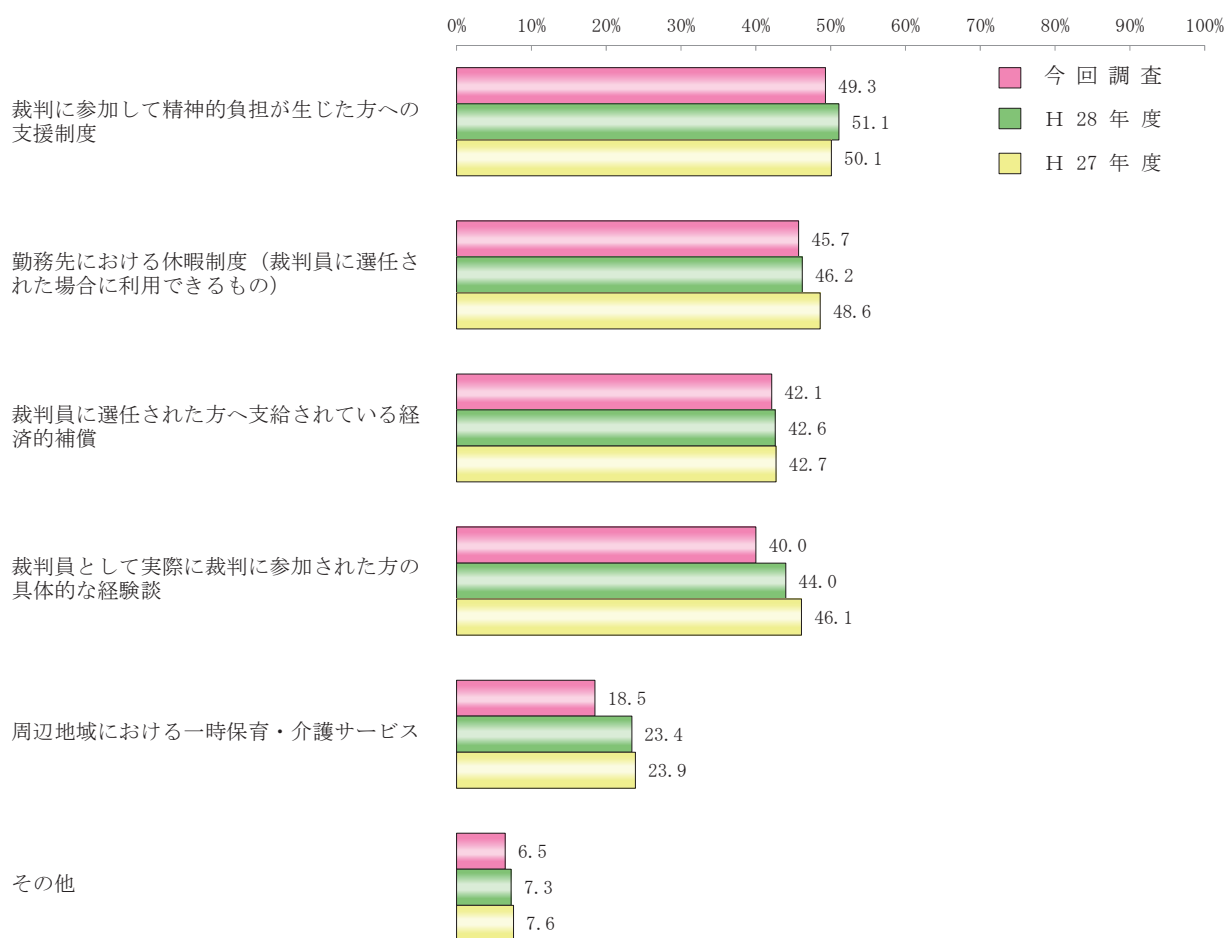


「参加したい」、「参加してもよい」と答えた者の割合は、男女別では、男性が高くなっている。年齢別では、大きな差はみられない。職業別では、お勤めと学生が高くなっている。

12 裁判員制度への参加意欲を高めるために必要な情報

【資料2】実際に裁判員を経験された方のうち、46.9%の方が、裁判員に選ばれる前は、裁判員を「あまりやりたくなかった」「やりたくなかった」と回答されています。その一方で、裁判員として裁判に参加した感想についてお聞きすると、96.7%の方が、「よい経験」「非常によい経験」と感じたと回答されています。（平成28年度アンケート調査結果報告書）

Q12 【回答票12】 あなたが裁判員に選ばれるかもしれないとして、参加意欲を高めるために必要な情報はどれですか。当てはまるものを、この中からすべてあげてください。(M. A.)



(n=2,000, M. T. =202.0%)

裁判員に選ばれると仮定した上で、参加意欲を高めるために必要な情報として、「裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度」が49.3%、「勤務先における休暇制度（裁判員に選任された場合に利用できるもの）」が45.7%、「裁判員に選任された方へ支給されている経済的補償」が42.1%、「裁判員として実際に裁判に参加された方の具体的な経験談」が40.0%、「周辺地域における一時保育・介護サービス」が18.5%などとなっている。

	該当数 (n)	裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度	（勤務先における利用できるもの） 利用可能なもの（選任された場合に）	裁判員に選任された方へ支給されている経済的補償	裁判員として実際に裁判に参加された方の具体的な経験談	周辺地域における一時保育・介護サービス	その他	回答計
TOTAL	2,000	49.3	45.7	42.1	40.0	18.5	6.5	202.0
【性別】								
男性	969	43.6	49.4	45.4	34.7	12.8	6.6	192.5
女性	1,031	54.6	42.2	38.9	44.9	23.9	6.4	210.9
【年齢別】								
20～29歳	236	44.1	71.2	44.9	36.0	17.4	3.4	216.9
30～39歳	291	48.5	65.6	57.0	36.4	27.1	2.1	236.8
40～49歳	366	45.9	60.1	53.0	38.8	21.3	3.0	222.1
50～59歳	297	54.2	56.6	46.5	40.7	19.2	3.0	220.2
60～69歳	347	56.8	31.4	34.6	43.2	13.0	8.6	187.6
70歳以上	463	46.2	12.5	25.3	42.1	15.1	14.3	155.5
【職業別】								
お勤め	756	44.7	69.4	49.1	35.1	16.3	3.0	217.6
自営・自由業	184	47.8	26.6	47.8	37.0	15.2	9.8	184.2
パート・アルバイト	360	53.6	51.1	46.1	42.2	19.7	4.4	217.2
専業主婦・専業主夫	414	58.2	21.3	30.7	46.1	28.3	8.2	192.8
学生	62	41.9	62.9	45.2	35.5	8.1	6.5	200.0
無職	221	44.8	13.1	27.6	44.8	11.8	15.4	157.5
その他	3	-	-	-	66.7	-	33.3	100.0

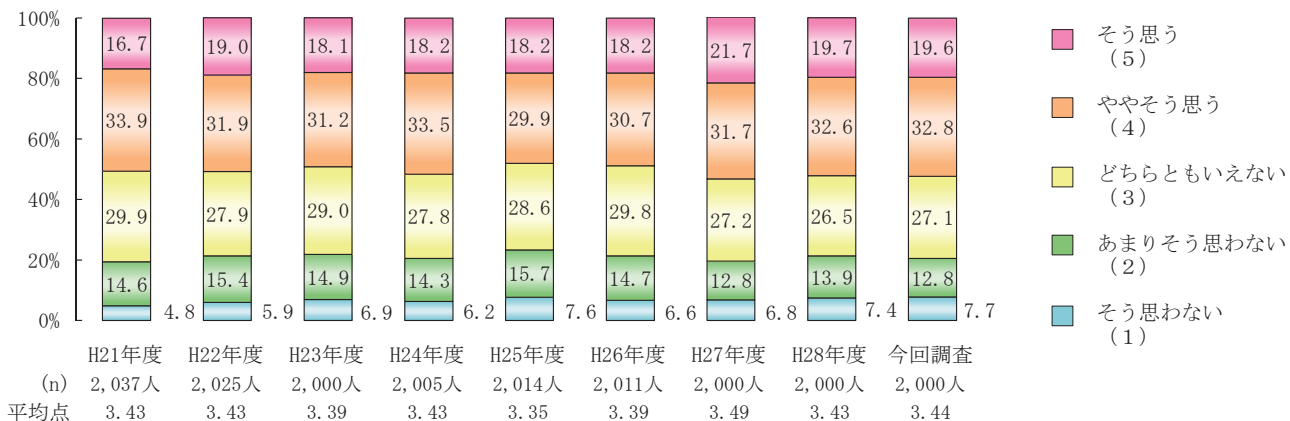
男女別にみると、「勤務先における休暇制度（裁判員に選任された場合に利用できるもの）」、「裁判員に選任された方へ支給されている経済的補償」は男性が高く、「裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度」、「裁判員として実際に裁判に参加された方の具体的な経験談」、「周辺地域における一時保育・介護サービス」は女性が高くなっている。

年齢別に見ると、「勤務先における休暇制度（裁判員に選任された場合に利用できるもの）」は、20代から50代が高くなっている。「裁判員に選任された方へ支給されている経済的補償」は、30代から40代が高く、「周辺地域における一時保育・介護サービス」は、30代が最も高くなっている。「裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度」は、60代が最も高くなっている。

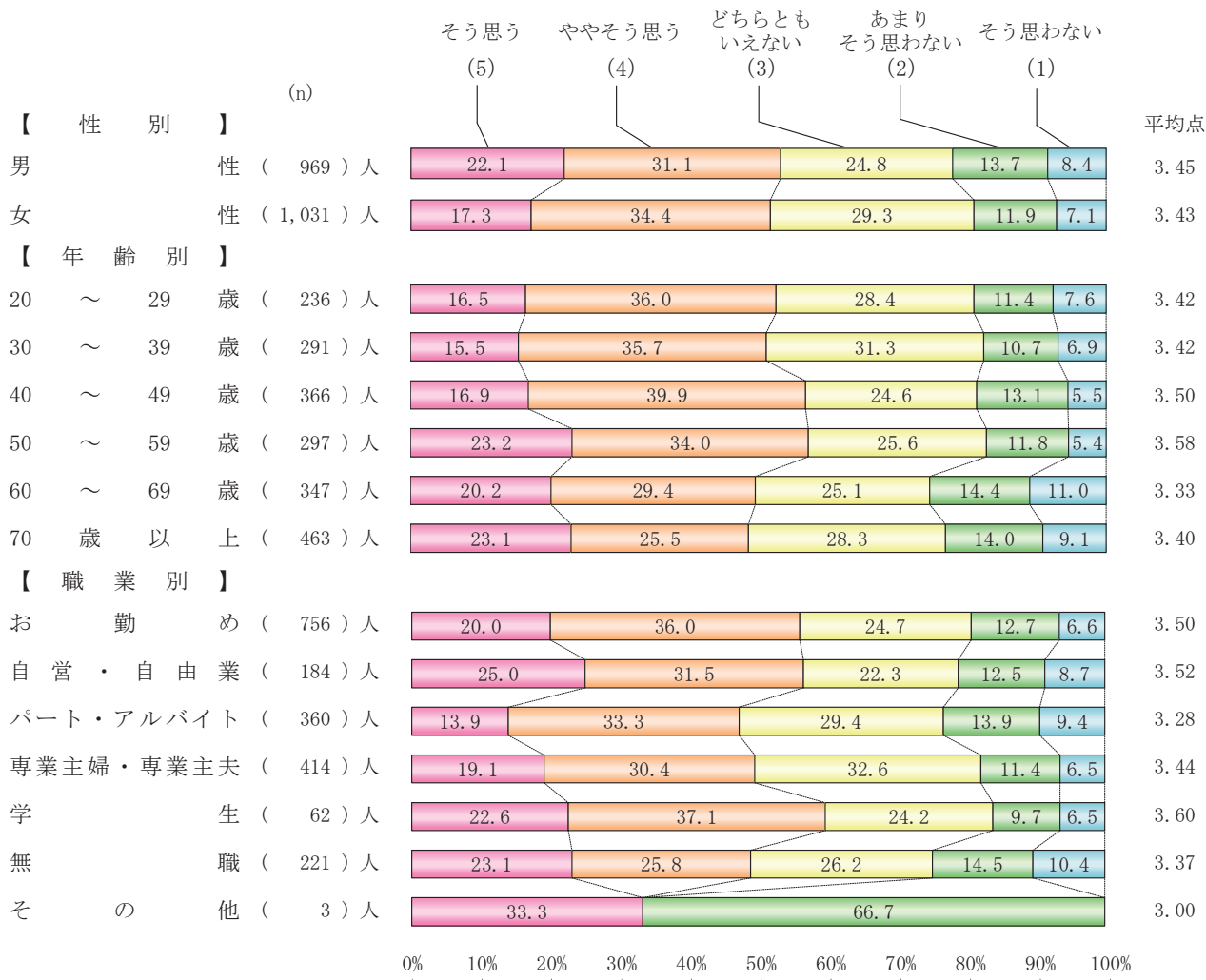
職業別にみると、「勤務先における休暇制度（裁判員に選任された場合に利用できるもの）」、「裁判員に選任された方へ支給されている経済的補償」はお勤めが最も高くなっている。「裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度」、「裁判員として実際に裁判に参加された方の具体的な経験談」、「周辺地域における一時保育・介護サービス」は、専業主婦・専業主夫が最も高くなっている。

13 刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか

Q13 【回答票13】 刑事裁判や司法など公の事柄については、国や専門家に任せておくのではなく、国民が自主的に関与すべきであるという考え方について、あなたはどのように思いますか。

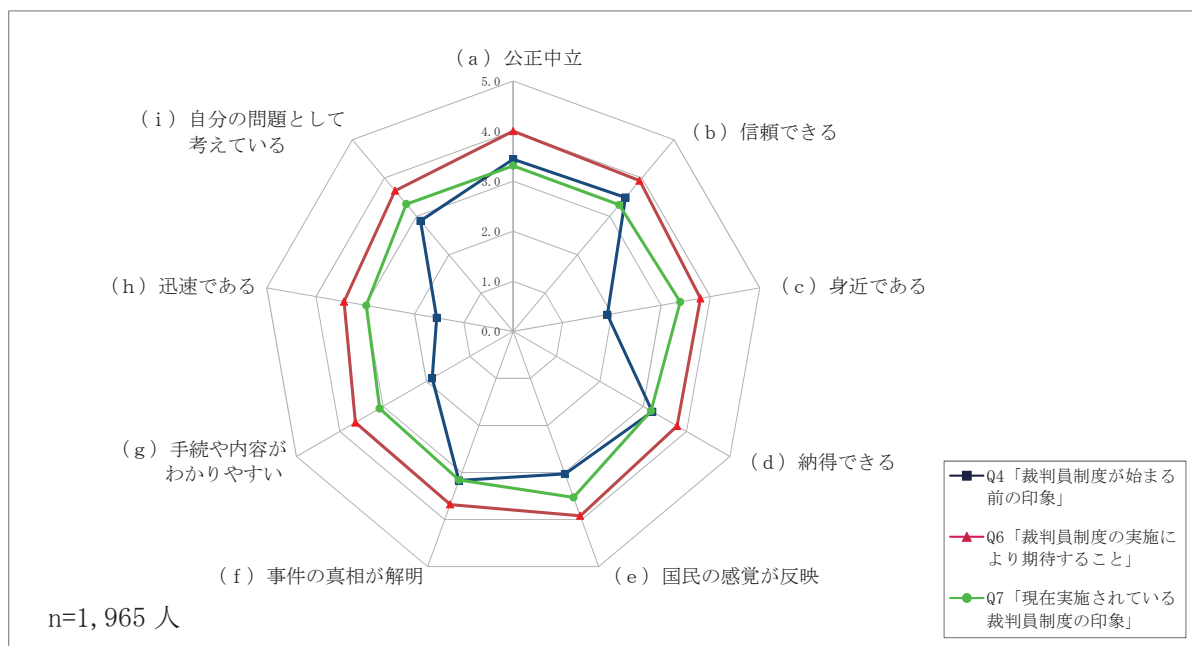


刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきであるという考え方については、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は52.4%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は20.5%となっている。



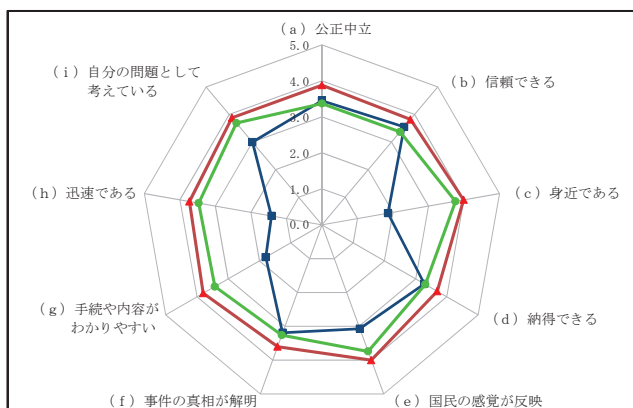
『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別、年齢別、職業別、いずれも大きな差はみられない。

14 制度開始前・実施への期待・実施後の変化

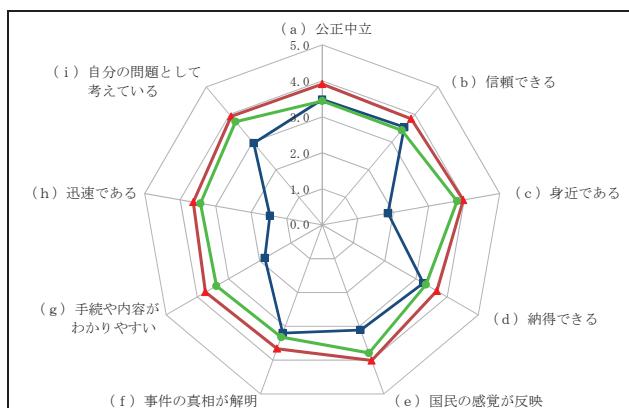


Q4：「裁判員制度が始まる前の印象」、Q6：「裁判員制度の実施により期待すること」、Q7：「現在実施されている裁判員制度の印象」の各問の9項目それぞれの点数を比較してみると、「(c) 身近である」、「(g) 手続や内容がわかりやすい」、「(h) 迅速である」はQ4よりもQ6、Q7の点数が目立って高くなっている。

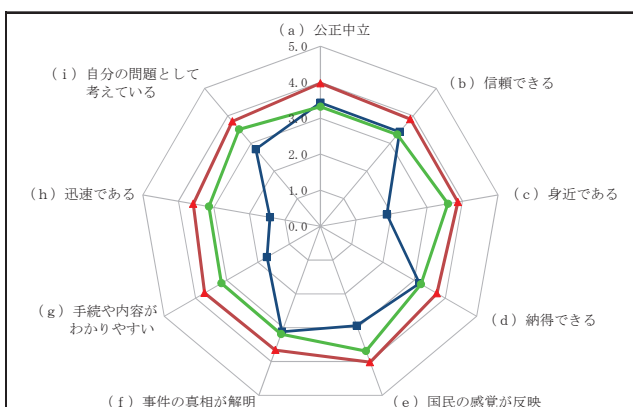
(平成21年度調査結果)



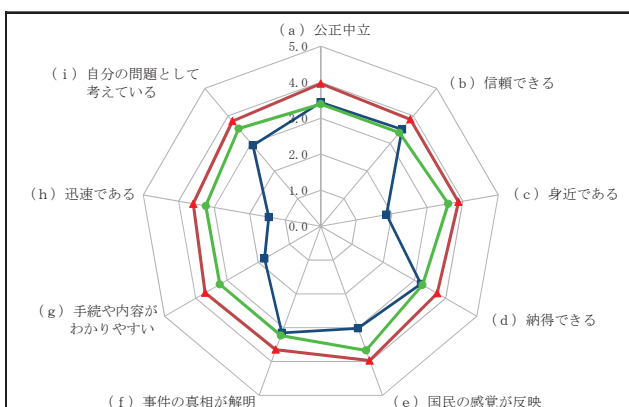
(平成22年度調査結果)



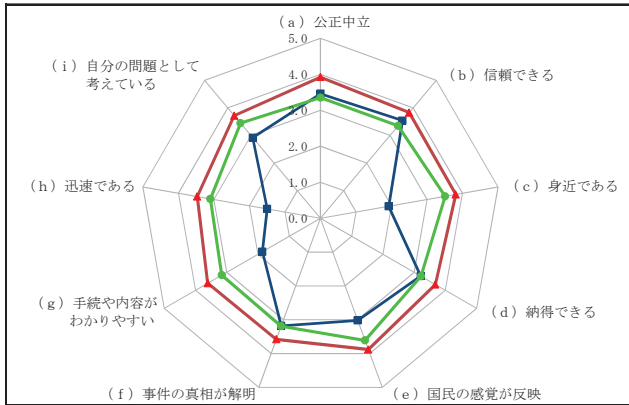
(平成23年度調査結果)



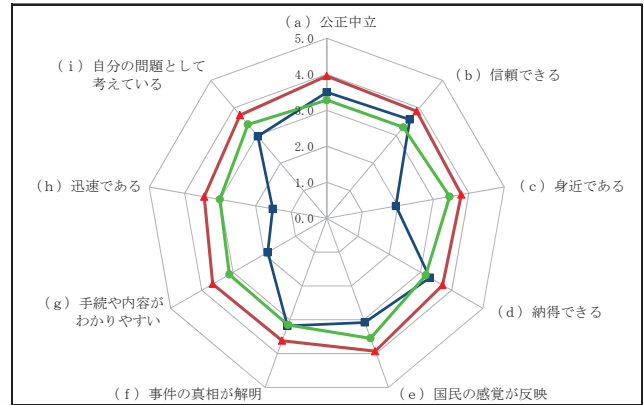
(平成24年度調査結果)



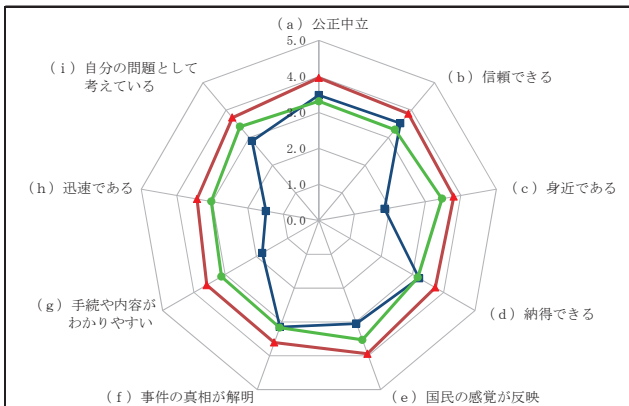
(平成25年度調査結果)



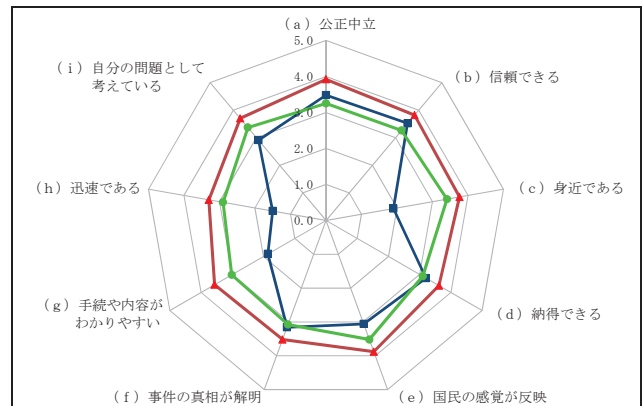
(平成26年度調査結果)



(平成27年度調査結果)

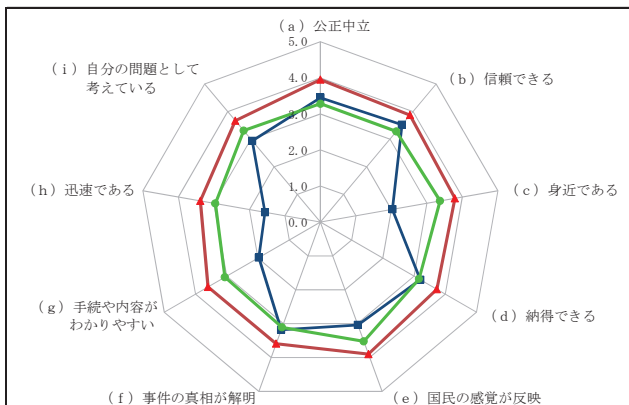


(平成28年度調査結果)

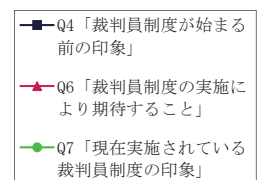
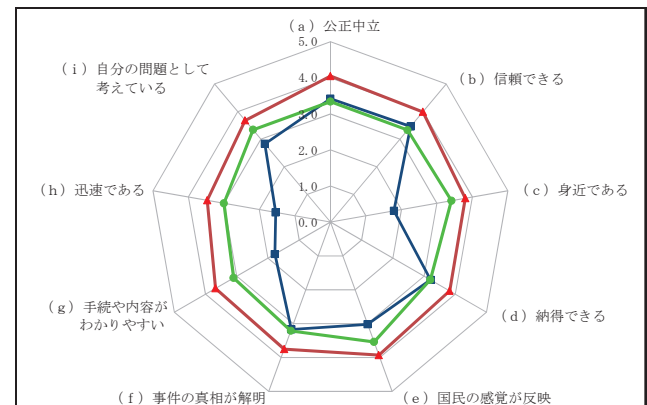


【性別】(今回調査)

男性

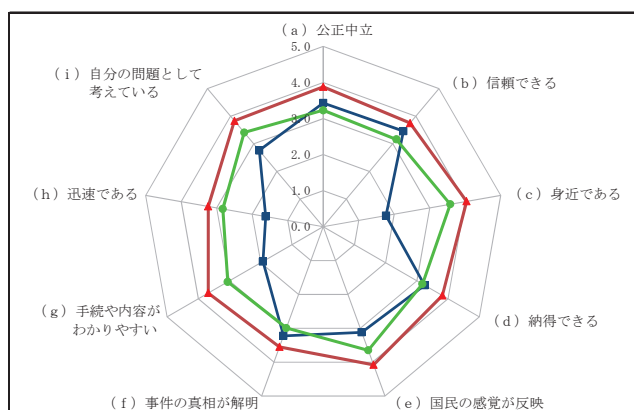


女性

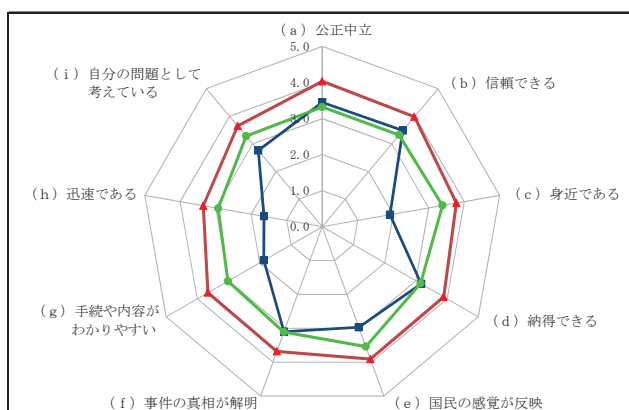


【年齢別】（今回調査）

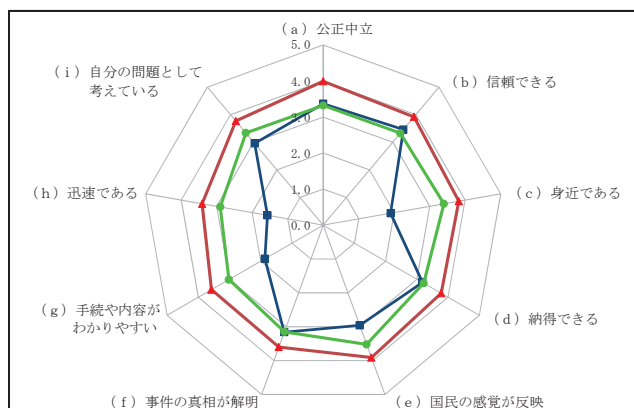
20代



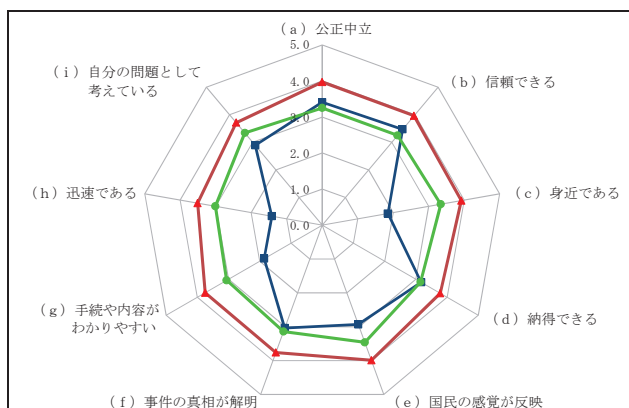
30代



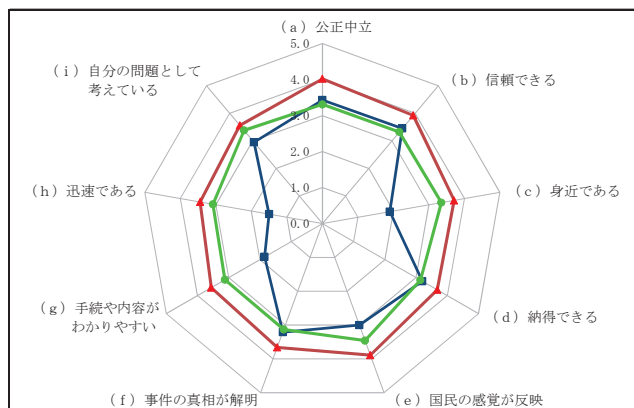
40代



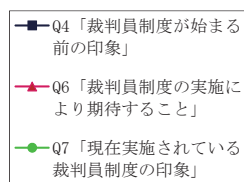
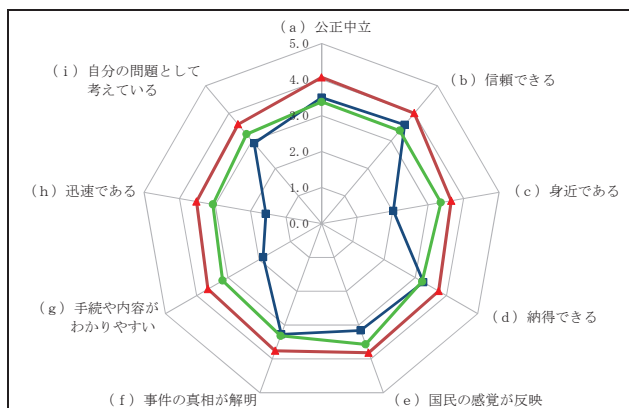
50代



60代



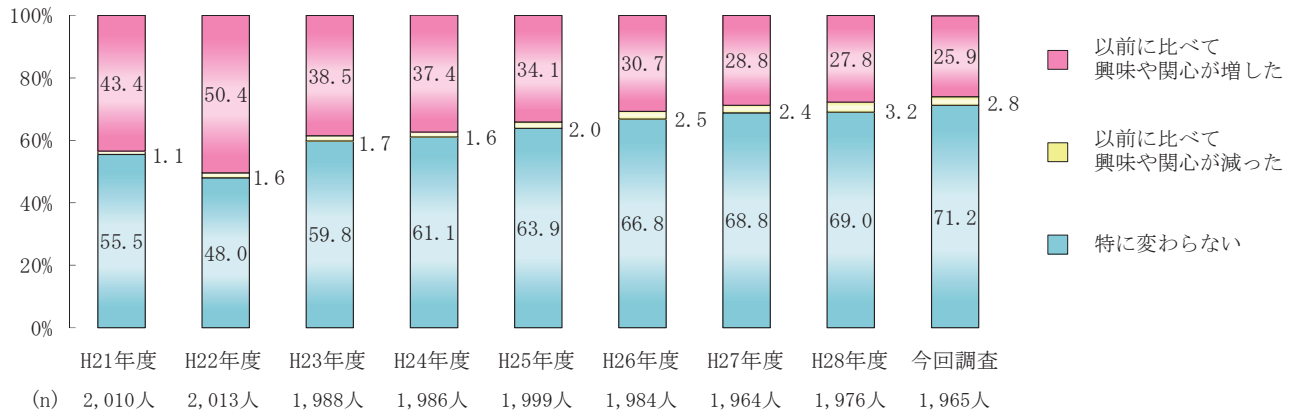
70歳以上



男女別・年齢別にみた場合も、「(c) 身近である」、「(g) 手続や内容がわかりやすい」、「(h) 迅速である」はQ4よりもQ6、Q7の点数が目立って高くなっている。

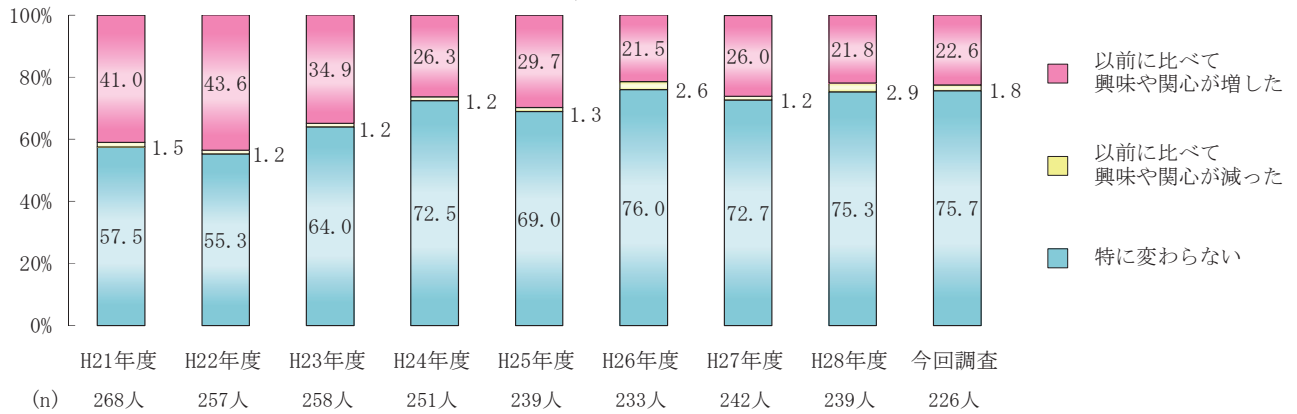
15 【性別】【年齢別】【職業別】の経年変化(Q3, Q11)

Q3 【回答票3】 裁判員制度が開始されてから、あなたの裁判や司法への興味や関心に変化はありましたか。

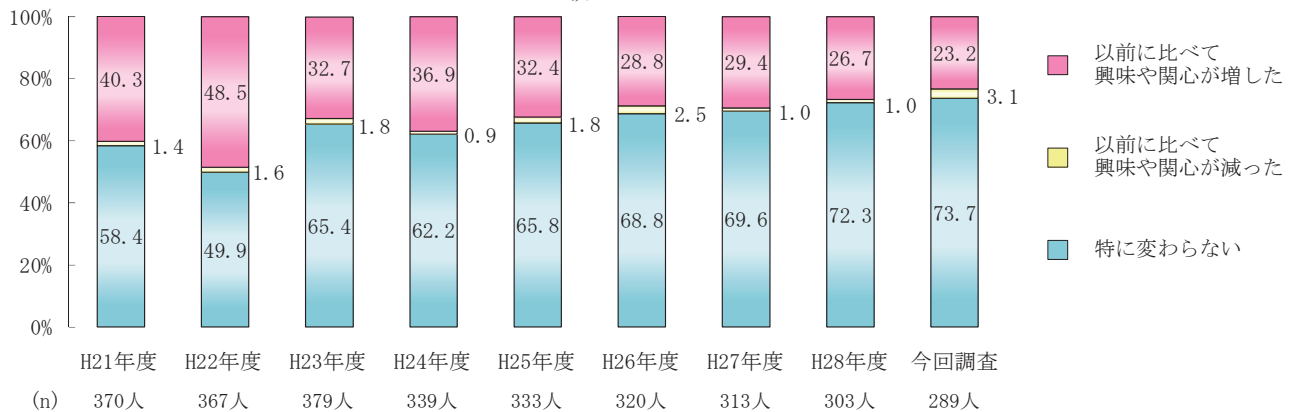


【年齢別】

20～29歳



30～39歳



※【性別】は50頁に掲載。

